

調査の概要

経済センサス-活動調査について

1 調査の目的

事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施した。

3 調査の期日

平成24年2月1日現在で実施した。

4 調査の範囲

(1) 全国全ての事業所及び企業

ただし、以下に掲げる事業所を除く。

- ・国及び地方公共団体の事業所
- ・日本標準産業分類大分類A - 農業，林業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類B - 漁業に属する個人経営の事業所
- ・日本標準産業分類大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792 - 家事サービス業に属する事業所
- ・日本標準産業分類大分類R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96 - 外国公務に属する事業所

(2) 事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

- ・一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- ・従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

5 調査の方法

単独事業所及び新設事業所は調査員による調査、支所・支社・支店等を有する企業及び特定の単独事業所は、それぞれの規模に応じて国、県、市によって直轄調査を行った。

(1) 調査員調査

調査員が担当調査区内の事業所（直轄調査対象を除く。）に調査票を配布し、回収する方法により行った。

(2) 直轄調査

民間事業所を活用し、本社一括調査の報告者である本所事業所及び特定の単独事業所に対し、調査票を郵送で配布し、郵送又はオンラインで回収する方法により行った。

利用上の注意

1 この調査報告書は、製造業について「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）と時系列比較を行うために、「平成 24 年経済センサス 活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものです。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

2 この報告書において、「平成 23 年」の数値は活動調査、「平成 22 年」以前の数値は工業統計です。調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、活動調査は平成 23 年 1 年間、工業統計は調査年 1 年間の数値です。また、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は、活動調査は平成 24 年 2 月 1 日現在、工業統計は調査年の 12 月 31 日現在の数値です。

3 産業分類

調査期間（活動調査：平成 23 年 1 年間、工業統計：調査年 1 年間）における事業所の売上額、収入額又は出荷額等により、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づき分類している。なお、この報告書で用いる産業分類（中分類）の略称は次のとおりです。

日本標準産業分類 E - 製造業 分類・略称一覧

新分類	略称
09 食料品製造業	食料品
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11 繊維工業	繊維
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品
13 家具・装備品製造業	家具・装備品
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15 印刷・同関連業	印刷
16 化学工業	化学
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭製品
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック製品
19 ゴム製品製造業	ゴム製品
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品
21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品
22 鉄鋼業	鉄鋼
23 非鉄金属製造業	非鉄金属
24 金属製品製造業	金属製品
25 はん用機械器具製造業	はん用機械
26 生産用機械器具製造業	生産用機械
27 業務用機械器具製造業	業務用機械
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
29 電気機械器具製造業	電気機械
30 情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32 その他の製造業	その他

4 集計項目の変更等

(1) 平成 19 年の対前年増減率は、平成 19 年に脱漏事業所及び構内請負事業所の捕捉作業を行ったため、「事業所数」「従業者数」は、当該捕捉事業所を除いた数値で算出しています。

- (2) 平成 19 年調査から、製造業の実態をよりの確に捉えるため、製造以外の活動も含めた調査内容にしました（製造品出荷額等に「その他収入額（転売収入など）」を、原材料使用額に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加）

そのため、「製造品出荷額等」「付加価値額」については、平成 18 年以前の数値と接続しません。

5 用語の説明

- (1) 事業所数、従業者数は平成24年2月1日現在の数です。
- (2) 従業者数は、調査日（活動調査：平成24年2月1日、工業統計：調査年12月31日）現在で、当該事業所で働いている人です。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）臨時雇用者は従業者に含めません。
- なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。
- (3) 現金給与総額は、人件費（退職金を含む）及び人材派遣会社への支払額です。
- (4) 原材料使用額等は、平成23年中における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計です。
- (5) 製造品出荷額等は、平成23年中における製造品出荷額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額、加工賃収入額及び製造業以外の収入額（修理料収入等）の合計です。
- (6) 製造品出荷額は、自己の所有する原材料によって製造された製品の出荷額です。
- (7) 加工賃収入額は、他の企業の所有する原材料又は製品に賃加工して受け取った加工賃です。
- (8) 「製造品」、「半製品及び仕掛品」、「原材料及び燃料」の在庫額の年初とは平成23年1月1日現在、年末とは平成23年12月31日現在のことです。
- (9) 有形固定資産は、建物、構築物、機械、装置、各種運搬具、器具、備品類及び土地をいい、年初現在高は、平成23年1月1日現在の帳簿価額です。
- (10) 有形固定資産除却額は、平成23年中に、売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額です。
- (11) 有形固定資産減価償却額は、平成23年中に減価償却費として有形固定資産勘定より控除した金額又は減価償却引当金として計上された金額です。
- (12) 事業所敷地面積は、平成23年12月31日現在の面積です。
- (13) 工業用水は、事業所内で工業生産に使用される操業1日当たりの用水量です。

6 集計の算式

(1) 生産額

$$\begin{aligned} 10人以上 &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + \\ &\quad (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + \\ &\quad (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) \\ 1\sim 9人 &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} \end{aligned}$$

(2) 付加価値額

30人以上 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) - (消費税を除く内国消費税額¹ + 推計消費税額²) - 原材料使用額等 - 減価償却額

1～29人 = 粗付加価値額

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

1「消費税を除く内国消費税額」は、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計です。

2「推計消費税額」は、平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したもので、推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分を除いています。

(3) 付加価値率 = 付加価値額 ÷ (製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)) × 100

(4) 原材料率 = 原材料使用額等 ÷ (製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)) × 100

(5) 現金給与率 = 現金給与総額 ÷ (製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)) × 100

(6) 労働分配率(1人当たり) = 現金給与総額 ÷ 付加価値額 × 100

(7) 在庫率 = 年末在庫額 ÷ (生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)) × 100

(8) 有形固定資産

年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

建設仮勘定の年間増減 = 増加額 - 減少額

投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

(9) 寄与度

全体の変化率に対して、各内訳の変化がどの程度影響を与えているか示すもの

(23年の額 - 22年の額) ÷ 22年の総計 × 100

(10) 特化係数

兵庫県の特化係数 = 兵庫県の産業中分類別構成比 ÷ 全国の産業中分類別構成比

県内各地域の特化係数 = 各地域の産業中分類別構成比 ÷ 兵庫県の産業中分類別構成比

7 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

ア 製造品が単品だけの事業所は、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。

イ 製造品が複数にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）が同じ品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁の番号を決定します。次に、その決定された2桁の番号のうち、上記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付を行っています。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に作業工程、機械設備等により産業を決定する場合があります。

8 記号及び注記

(1) この報告書における符号の用法は次のとおりです。

「 - 」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「 」は数値がマイナスであることを表しています。

「X」はその数値の該当事業所数が1又は2の事業所であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあることから、秘匿した箇所です。

また、事業所数が3以上の事業所に関する数値でも、前後の関係から秘匿した数値が判明する場合は秘匿しています。

(2) 統計表は、単位未満を四捨五入するため総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

9 地域集計

市町ごとの集計は、調査時点の市町区分で行っています。また、この報告書における地域集計区分は、次のとおりです。

兵庫県の地域集計区分表

1 神戸地域	6 中播磨地域
2 阪神南地域	7 西播磨地域
3 阪神北地域	8 但馬地域
4 東播磨地域	9 丹波地域
5 北播磨地域	10 淡路地域

各地域に属する市町については、次ページの「兵庫県の地域区分図」をご覧ください。

10 その他

・この報告書は、総務省・経済産業省『平成24年経済センサス-活動調査』の製造業確報結果の調査票情報を兵庫県が独自集計したものです。

・平成23年までの数値は確定数ですが、平成6年の数値は県による推計値です。

~ 兵庫県の地域区分図 ~

